

1 都市農業の推進について

(1) 地産地消の推進による販路拡大について

ア 消費者が生産者に求めていることや、地場農畜産物を購入する上での課題を把握した中で、消費者に市内で様々な農畜産物が生産されていることを積極的にPRしながら、農畜産物や加工品のブランド化を図るなど販路の拡大につながる取組や施策を充実すること。

【回答】

市内産農産物のPRにつきましては、本年度、市ホームページ掲載内容の充実や、広報紙による情報発信を行ってまいりました。また、市農業まつりにおきましては、「さがみはらのめぐみ秋の朝市」や「農畜産物共進会」を実施するとともに、当該共進会の実施に併せた生産者団体によるPR販売会の実施の促進及び支援を通じ、市内産農産物の魅力の発信に取り組んでおります。

農産物のブランド化につきましては、生産物の高品質化等に資する新規技術の導入支援として、相模原市農業協同組合に実験圃場整備事業補助金を交付しているほか、さがみはら農産物ブランド協議会と連携し、ブランド化推進品目のブランド化の推進に取り組んでおります。

加工品のブランド化につきましては、農業協同組合への加工品開発事業等委託や、農業関係者を対象とした6次産業化セミナーの実施により、6次産業化の促進を図っております。

販路拡大の取組につきましては、相模原商工会議所の実施するマッチング商談会と連携し、加工品を販売する農業者の販路拡大支援を行っております。

引き続き、市内産農産物の魅力の更なる発信と、農産物や加工品のブランド化、販路の拡大に取り組んでまいります。

イ 地産地消の推進の拠点となる農畜産物直売所において、販路の拡大をすすめるための生産者・販売者・消費者の情報交換や交流を深める取組を農協との連携により進めていくこと。

【回答】

農産物直売所における取組につきましては、運営主体である農業協同組合と共に検討してまいります。

ウ 地産地消に係る調査や検討結果について、生産者や販売者などに情報提供するとともに、消費者を含めた連携による地産地消を推進すること。

【回答】

地産地消の推進につきましては、市内産農産物に対するニーズは高いことから、市農業まつり等で市内産農産物をPRするとともに、令和元年度より農産物や加工品のブランド化による消費者への定着を図っております。

調査や検討を実施した場合には、積極的に生産者や販売者への周知を行ってまいります。

エ 未就学児童や小・中学生などの子ども達を対象とした野菜・果樹作りなど「農」とふれあう場や、小・中学校での農業者との連携による食農教育、学校給食における地場農畜産物の活用など、食への理解・関心を深め、農業の大切さを学べる取組について拡充・支援すること。

【回答】

子ども達を対象とした農とふれあう場の拡充・支援につきましては、市農業体験学習推進協議会や保育園での食育活動において事業を実施しており、引き続き、当該事業を行ってまいります。

小学校におきましては、生活科や社会科の授業等で、地域の農家の見学やインタビュー活動等を通して、農業の苦労や工夫を学ぶ機会を設けている学校もあり、引き続き、市農業体験学習推進協議会や保育園とも連携しながら、食育活動の充実に努めてまいります。

学校給食における地場農産物の活用につきましては、地産地消の観点や食育の観点からも重要であると考えております。そのため、農業協同組合や生産者などと協力し、各学校に県内産、市内産の農産物を、優先的に納品をお願いする取組等のほか、学校給食において地場農産物の使用量を向上させる仕組みを構築することを目指し、本年度、生産者、流通事業者、市場、本市でモデル事業の協定を締結し、市内産の玉

ねぎを小学校で使用したところでございます。

オ 市内に多くみられる小規模農家の販売先を確保するため、一定の地域エリアごとの直売所の設置など、農協等関係機関と連携した支援策を進めること。

【回答】

一定の地域エリアごとの直売所の設置を含む小規模農家の方を対象とした支援策等につきましては、実施について農業協同組合と検討してまいります。

(2) 農業生産コストの増加等への対応について

肥料や農業資材等の購入価格の高騰が続き、農業経営を取り巻く状況が厳しい中、国や県の様々な施策に関する情報収集などを行い、農業生産コストの増加に対応する給付金の支給をはじめ、引き続き、市が活用できる国や県の補助事業への迅速な対応に取り組むこと。

【回答】

農業生産コストの増加等への対応につきましては、国や県による補助事業等の情報収集に努め、市が活用できる農業者の支援に関する制度は、迅速に対応してまいります。

(3) 農業の脱炭素化に向けた環境配慮型農業の推進について

ア 国の「みどりの食料システム戦略」において、化学肥料や化学農薬の使用量低減や、有機農業の取組面積の拡大を目標に掲げる中、県及び農協等の関係機関と連携し、農業者への啓発や補助金制度等の情報提供を図るなど、環境配慮型農業の取組における国の動向を注視しながら対応すること。

【回答】

環境配慮型農業の推進につきましては、国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、有機農業拡大の方針を示したことを受け、本市におきましても有機農業を推進するため、本年度、国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用して農業者を対象とした講演会を実施する

など、有機農業への理解促進を図ってまいります。

イ 消費者に対して、「みどりの食料システム戦略」についての理解を深める情報提供を行うこと。

【回答】

「みどりの食料システム戦略」のうち、化学農薬・肥料の使用量低減や有機農業の取組面積の拡大など、環境保全に係る取組への消費者理解の醸成につきましては、直売所等へ有機農産物特設コーナーを設置して情報提供を行うことなどを検討してまいります。

(4) 生産緑地制度について

ア 指定期限を迎える生産緑地については、買い取り申し出が可能になることに伴い、多くの農地で生産緑地の指定が解除され、優良な農地が失われてしまわないよう、農協との連携により、農業者に対し、特定生産緑地制度等の必要な情報を継続的に提供すること。

【回答】

指定期限を迎える生産緑地につきましては、優良な農地の保全に向け特定生産緑地の指定が進むように、所有者への通知のほか、農業協同組合と緊密に連携し、説明会の開催や戸別訪問の実施等を通じて周知してまいりました。

今後も指定期限を迎える生産緑地の所有者に向け、手続の期間等を十分に確保できるよう特定生産緑地の指定手続きに関する書類等を送付するなどの対応を行ってまいります。

イ 特定生産緑地制度、生産緑地貸借制度及び生産緑地地区における農業関連施設の建築規制の緩和の周知を確実に行うなど、優良農地の保全を図ること。

【回答】

生産緑地に係る制度につきましては、優良農地の保全に向け市ホームページや広報紙、関係機関紙などを通じて、生産緑地法の改正内容や特定生産緑地制度、生産緑地貸借制度などを引き続き周知してまいり

ます。

(5) 総合的な窓口の設置について

新規就農、農地のあっせんをはじめ、各種手続きや農家相談など、農業者の様々な相談に効率的で迅速に対応するために、秦野市や厚木市で実施している「行政、農業委員会、農協等の関係機関で構成する窓口の一元化」を例に、総合的な窓口の設置について、市が主導的に進めること。

【回答】

総合的な窓口の設置につきましては、昨年4月に事務室の移転を行い、農業委員会事務局と農政課の事務室を隣同士とすることにより、両事務室の窓口の実質的な一元化を行いました。

また、窓口の一元化の状況調査に関しまして、「令和3年度指定都市農政実務者会議」に本市が議題として提出しましたが、各市の回答としては、農業協同組合と一元化を図っている指定都市はなく、一部、市農政部門と農業委員会事務局で一元化を行っており、その場合は市職員が農業委員会事務局職員を兼任していることが多いことが分かりました。

今後も先行事例の情報を収集し、必要とされるサービスを、利用しやすい形で提供することができるよう、引き続き、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と協力しながら、検討してまいります。

2 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地については、農業者の高齢化や担い手不足等のほか、鳥獣被害による営農意欲の減退など、様々な要因により発生している。

特に、津久井地域におけるニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等や、旧市域におけるイノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ等による農作物への被害は深刻な問題であり、営農意欲の減退から遊休農地を発生させる大きな原因となっている。

鳥獣被害対策をはじめ、遊休農地の発生防止・解消に向けて、次の施策を行

うこと。

(1) 遊休農地の発生防止・解消に向けた取組について

ア 本農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用状況調査や遊休農地の所有者への利用意向調査などにより、遊休農地への対策に取り組んでいるが、市においても、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組や、雑木林化した農地等の荒廃地周囲の営農環境を悪化させない取組について検討し、対策を支援すること。

【回答】

遊休農地のうち耕作放棄地につきましては、市耕作放棄地対策協議会を通じた耕作放棄地の再生や、その再生に必要な農業機械の借上げに係る支援を行ってまいりました。

今後も、引き続き、関係機関と協力しながら、遊休農地の発生防止及び解消に取り組んでまいります。

イ 遊休農地の発生の防止に向け、将来農業経営を継承する又は農業経営に携わって間もない農業後継者のサポート体制の構築や、相続等により農業を継続できない場合に農地のあっせんなどを行う相談窓口の設置について検討すること。

【回答】

農業後継者や、相続等により農業を継続できない方を対象としたサポートにつきましては、引き続き、本市の特性を勘案しつつ、他市の先行事例を研究するとともに、農業委員会、県、農業協同組合、農地中間管理機構その他関係機関と協力しながら、個々の事例に応じた対応に努めてまいります。

(2) 鳥獣被害への対策について

ア 農業者自らが鳥獣被害への防除対策を行っているが、農作物への被害の減少や、営農意欲の減退に歯止めをかけるため、津久井地域だけでなく旧市域も含めた支援や対策を充実すること。

【回答】

農業者が設置する農作物鳥獣害防護柵への設置補助事業につきましては、市内全域を対象としております。

野生鳥獣の被害防除には、適切な電気柵等の設置が有効と考えておりますので、農業者への設置指導や予算の確保に努めてまいります。

また、中央区・南区における鳥獣被害への対策につきましては、現在実施している市みどり組合連絡協議会に対する銃器や捕獲罟等による駆除や追い払いへの支援を継続しつつ、農業協同組合と情報共有を行い、対策の検討を進めてまいります。

イ ハクビシンやアライグマ等の小型鳥獣の被害が拡大していることから、電気柵設置補助金の拡充や箱ワナ等で捕獲した小型鳥獣の処分に係る支援について、関係機関と実施に向けた調整を図ること。

【回答】

電気柵設置補助金の拡充や小型鳥獣の処分に係ることにつきましては、引き続き関係機関へ要望や調整を行ってまいります。

ウ 鳥獣被害への防除対策に係る研修会等について、農業者への一層の周知を図ること。

【回答】

鳥獣被害への防除対策に係る研修会等につきましては、農業協同組合と連携して周知してまいります。

エ 「鳥獣被害防止計画【第2期】」における防護柵の設置に当たっては、鳥獣の隠れやすい沢の付近などの笹藪や葛が繁茂している場所の近隣にある農地を対象とするとともに、野生鳥獣が人里近くで生息できないよう、対象地域の農家への支援に取り組むこと。

【回答】

野生鳥獣による被害を防止するためには、耕作地周辺の鳥獣が身を隠す藪等を無くすることが重要です。

高齢化が進む今日では、個人での対応には限界があることから、地域、農業協同組合、猟友会等の関係機関と農業委員会を含めた行政が一体となった「地域ぐるみの対策」を進めてまいります。

オ 津久井地域の広域防護柵の設置について、導入に当たって地域に必要な

取組内容や課題等を周知すること。

【回答】

広域防護柵の設置要件につきましては、主に次のとおりです。

- ・ 野生鳥獣による被害が著しい一団の農地であること
- ・ 設置希望地区内に生産農家が3戸以上あること
- ・ 防護柵設置場所の無償提供が可能であること
- ・ 防護柵の設置を農家自らが行えること
- ・ 設置後の維持管理を農家等が自ら行うことができること

また、設置後の維持管理を地域の方が継続して行うことができるかが課題となります。

カ ニホンザルについては、第4次神奈川県ニホンザル管理計画及び鳥獣被害防止計画に基づき、許可された頭数の全頭捕獲や生息域のコントロールをはじめ、農地への防護柵の設置や追い払いの強化等、計画に基づく事業を確実に実施すること。

【回答】

ニホンザルの対策につきましては、県の管理計画に基づき、ICT大型捕獲檻等による効率的な捕獲を進めるとともに、これまでの追い払いや、市民への煙火の配布の他、銃器やサイレンを使用して実施する追い上げなどにも取り組んでまいります。

キ 藤野地区（小淵・佐野川・沢井・吉野）や相模湖地区（小原・千木良・与瀬）においては、隣接都県の対策によりニホンザルの被害が増大しているため、県境をまたぐ個体群について、東京都や山梨県の捕獲方法を取り入れるよう、県に強く働きかけること。

【回答】

県境を跨ぎ生息するニホンザル群の対策につきましては、県主導により統合的な対応を講じるよう引き続き要請してまいります。

また昨年度から、八王子市、上野原市及び本市の3市で、担当者レベルの情報交換会を定期的開催し、効果的な対策について連携を進めております。

県の群ごとに管理するといった手法が、結果的には捕獲頭数も含め、

効果的な実績が出ていることから、両市とも神奈川県方式に関心を示しており、県には東京都や山梨県に対して、本県の手法を取り入れていただくよう働きかけを要望しております。

ク 津久井地域におけるヤマビルの被害を減らすために、農業者等への啓発活動や生息域の拡大を防止するための対策を行うこと。

【回答】

ヤマビルの対策につきましては、現在、ヤマビルを根絶する方法が確立されていない状況におきまして、有効な対策としましては、草刈り等により生息場所を少なくすることと、野生鳥獣の人里への侵入を防ぐこととされていることから、環境整備活動への助成や野生鳥獣の捕獲を推進しております。

なお、ハイカー等、人への寄生を防止するため、登山口等17箇所にヤマビルポスト（忌避剤の配置）を設置して、注意喚起を行っております。

ケ 各地区の状況に応じた実効性の高い鳥獣被害対策を講じ、ドローン（小型無人飛行機）を活用した野生生物の実態把握や追い払い等の実用化に向けた取組を継続するとともに、鳥獣被害対策実施隊の設置等について検討すること。

【回答】

ドローンの活用につきましては、平成29年度から県と連携してドローンを活用したニホンザルの追い払い実験を行っておりますが、実験の頻度が少なかったことから、効果を検証するまでには至っておりません。

こうしたことから、本年度、ドローンの機体を購入し、実験頻度を上げていくほか、ドローンを活用した集落環境調査を推進してまいります。

なお、昨年度、国の交付金を活用し、猟友会津久井支部の会員1名がドローン操縦の資格を取得しております。

コ 「鳥獣被害防止計画【第2期】」に基づき、地域住民・農業者・有害鳥

獣対策協議会・市が一体となって取り組みを進め、計画に対する進捗状況、獣種ごとの捕獲実績や防除方法等を適時、関係機関や農業者に情報提供するとともに、市が獣種ごとの対策に係る支援内容をまとめるなど、農協・猟友会等との連携により、相談窓口を充実すること。

【回答】

「地域ぐるみの対策」につきましては、「鳥獣被害防止計画」の根幹であることから、地域、関係機関へ積極的に働きかけを進めてまいります。

また、計画における進捗状況、捕獲実績等の情報提供につきましては、各関係団体から選出され構成されている市有害鳥獣対策協議会等を通じて報告をしております。

なお、令和2年度から、神奈川つくい農業協同組合では鳥獣被害対策相談ダイヤルを開局し、被害の取りまとめや現地調査を行っております。

サ 鳥獣被害対策について、全国での先進的な取組事例を調査し、各地域の対策に生かしていくこと。

【回答】

鳥獣被害対策につきましては、県、かながわ鳥獣被害対策支援センターとも連携し、情報収集に努め、本市において効果的な対策等について研究してまいります。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

農地の有効利用を図り、担い手の確保と農業経営の規模拡大及び農地の集団化を進めるため、次の施策を行うこと。

(1) 「相模原農業振興地域整備計画」の農用地利用計画における既存農道の補修、未整備農道や用水路の整備については、それぞれの地区の特性に適した基盤整備等を進めること。特に次の地区については、重点的に進めること。

ア 大島諏訪森下地域の水田地帯については、水稻作の活性化を進めるに当たり、大型農機の導入等の環境を整えるため、外周道路・基幹農道の整

備に加え、現在の狭い農道の改良を行うこと。

イ 大沢地区内の農用地については、農地間の境界がわかりづらく、集積・集約化が進まない一因となっていることから、境界を明確化するための支援を検討すること。

ウ 上溝地区の農用地において、横浜水道道等から農地への雨水の流入等による影響が発生していることから、対策を講じること。

エ 小倉地区の農用地において、降雨による砂利道の浸食による農地への砂利の進入や雨水の流入等、農地への影響が生じないように対策を講じること。

オ 金原地区においては、津久井地域の農業の拠点形成を目的とした土地改良事業の実施計画の策定に当たっては、地域の農業者との意見交換や情報提供を行い、営農環境や生産性の向上が図られるような検討を進めること。

【回答】

相模原農業振興地域の整備につきましては、対策が必要な場所の特定に向けて農業委員会と情報交換を行うとともに、本市の財政状況を考慮しながら、頂いたご意見も踏まえ、計画に基づく施策を進めてまいりたいと考えております。

また、金原地区につきましては、昨年4月に行財政構造改革プランを策定し、土地改良事業による農業生産基盤の整備を図り、実現化に向けて事業を推進することとしました。

本年度より金原地区土地改良事業推進委員会や関係機関協議を再開し、農業の振興と、これを基軸とした地域の活性化を図るため、土地改良事業等に取り組み、農地所有者等への説明会を開催し意思疎通を丁寧に行い、関係者が一体となって基本構想の策定に取り組んでまいります。

(2) 藤野地区における大規模な農用地である大日野原圃場への進入路については、急峻な斜面にある上、幅員が狭く勾配やカーブの角度も急なため、

慣れた農業者にとっても大変危険な状態であることから、安全を確保するために、同圃場の地権者・耕作者等や進入路に係る地権者と調整し、安全対策を検討すること。また、進入路整備に係る情報について、適時、地域や関係機関に提供すること。

【回答】

大日野原圃場に進入する農道につきましては、農業者の安全確保が優先されることから、地元関係者と連携を図り、昨年度と本年度に既存農道の一部の危険箇所において応急的な改善を図りました。今後も引き続き地元関係者と連携を図りながら、危険箇所の改善を検討してまいります。

また、新たな進入路整備に係る情報につきましては、実施する予定となりましたら、適宜、地域や関係機関に情報提供をしてまいります。

(3) 地域農業の将来像を描く「人・農地プラン」は、実質化したプランを基に3年後の作成期限を見据え、国等の情報収集を行うとともに、地域計画（目標地図）を実効性の高いものとするために、完成までの作業内容やスケジュールを確認した上で、関係機関との協議により役割分担を明確にし、連携しながら進めていくこと。

【回答】

「人・農地プラン」に係る地域計画の策定につきましては、国等からの各種補助金等を受けるための必須要件となる見込みです。

そのため、補助金申請等における農業者への不利益を避けるため、農業委員会事務局とともに地域計画策定に係る国の考えについての情報を集めながら取り組んでまいります。

4 新規参入の促進について

農業者の高齢化や担い手・後継者不足による農業者の減少に歯止めをかけるため、将来にわたって農業を支えていく新規参入者に対する総合的な支援として、次の施策を行うこと。

- (1) 農協やかながわ農業アカデミー等と連携しながら、市内に新規参入者を増やすための取組を推進すること。

【回答】

新規参入の促進につきましては、農業委員会や農業協同組合等と連携した農地の斡旋や、県立かながわ農業アカデミーと連携した就農相談の機会充実のほか、新規就農者育成総合対策による所得支援を行うなど、担い手の確保・育成に向けた取組を進めてまいります。

- (2) 新規参入希望者に対する就農に当たって必要な情報提供や、就農前の研修に係る補助制度の活用等について検討すること。

【回答】

新規参入希望者に対しましては、農業委員会や農業協同組合、県立かながわ農業アカデミー、地域の農業者等と連携しながら、就農要件や農地情報、新規就農者育成総合対策をはじめとした補助制度等について、必要な情報提供を行っております。なお、就農前の研修に係る補助制度については、県立かながわ農業アカデミーが相談窓口となることから、併せてご案内をしております。

- (3) 参入して間もない農業者について、早期に経営が安定するよう、年齢にかかわらず、農業経営の安定化、農業技術の向上をはじめ、農機具や作業場の確保に係る相談などに対する支援を充実すること。

【回答】

新規参入者に対しましては、年齢に関わらず多様な営農形態に対して相談を受け付けており、技術面に関しては県農業技術センター等の関係機関と連携した支援を行っております。

また、農機具や作業場の確保につきましては、農業協同組合において農機具の貸出等の支援を行っていると承知しておりますが、作業場については手当てがなく、各農業者に委ねられているとお聞きしており、今後、農業協同組合とこうした課題を共有するとともに、対応を検討してまいります。

- (4) 新規参入者が地域に定着して家族が安心して暮らせるよう、生活環境の整備と支援を行うとともに、地区ごとに農地の情報を提供すること。

【回答】

新規参入者の定着につきましては、就農相談時における病院等の施設や空き家の案内など、生活環境の情報提供に努めております。

また、農業委員会や農業協同組合と連携しながら、地区ごとに農地の情報や農業経営の概要などについて説明を行っております。

- (5) 生産物の納品までの効率化や地場農畜産物のPRなど、農協と連携を図りながら積極的な支援を行うこと。

【回答】

納品の効率化につきましては、市場への出荷に対する奨励金を交付して支援を行っております。

さらに、市内産農産物のPRにつきましては、市農業まつり集中行事や農畜産物共進会におけるPR販売会、市民朝市など、農業協同組合と連携を取り、引き続き実施してまいります。

- (6) 市民等の援農ボランティアが参画し、農地の管理、作付け、収穫までの研修などを行い、農業への関心を高めることは、新規参入の促進につながることから、それぞれの農協と連携し、こうした取組への支援を進めること。

【回答】

援農ボランティア等への研修につきましては、相模原市農業協同組合による「市民農業研修講座」並びに神奈川つくい農業協同組合による「農業セミナー」といった援農者を育成するための講座に対し、市ホームページ及び広報紙による制度周知などの支援を行っております。

今後も、農業協同組合が行う取組への支援を継続してまいります。